

高萩・北茨城広域事務組合一般競争入札公告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和元年 11 月 15 日

高萩・北茨城広域事務組合  
管理者 豊田 稔

1 入札対象工事

- (1) 工事名 高萩市・北茨城市広域ごみ処理施設建設工事  
(2) 工事場所 北茨城市中郷町小野矢指 地内  
(3) 工事概要 ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設）の設計及び施工  
※入札説明書参照  
(4) 工期 組合議会の議決のあった日の翌日から令和 5 年 3 月 15 日まで  
(5) 予定価格 10,843,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）  
(6) 最低制限価格 設定する。

2 入札参加形態

単体とする。

3 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく高萩市及び北茨城市（以下「構成市」という。）の入札参加の制限を受けていない者であること。  
(2) 構成市いずれかの、令和元・2 年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。  
(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。  
(4) 茨城県及び構成市の建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。  
(5) 建設業法の規定による特定建設業（清掃施設工事）の許可を有すること。  
(6) 清掃施設工事について、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けており、かつ、「清掃施設」に係る総合評定値が 1,000 点以上であること。  
(7) 平成 15 年度以降に受注した、次の要件を全て満たす新設の一般廃棄物処理施設の元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）での実績があること。  
① 40 t / 24 h 以上の施設規模かつ複数の炉で構成されているストーカ式焼却施設。  
② 上記の施設が完成後、令和元年 10 月末において、1 年以上の稼働実績があること。  
(8) 次の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。  
① 一般廃棄物の焼却施設の工事において、主任技術者又は監理技術者としての工事経験を有する者であること。  
② 監理技術者にあっては、清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。  
(9) この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。

#### 4 競争参加資格の確認等

- (1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ入札説明書の「第6 提出書類」に示す書類を各1部持参により提出すること（郵送等は認めない）。
- (ア) 申請書等の受付期間・場所  
本公告の日から令和元年1月29日（金）まで  
休日等を除く。  
午前9時から午後5時まで  
組合事務局  
(持参のみ受付、事前電話予約)
- (イ) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日現在で行い、その結果は、令和元年1月2月4日（水）付けで、郵送により通知する。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、令和元年1月2月13日（金）までに本組合に書面（様式自由、代表者印要）により行わなければならない。
- (3) 受付日時までに提出書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

#### 5 見積仕様書等の閲覧等

- (1) 見積仕様書及び参考資料は、申し出に基づき、次により閲覧に供する。また、一時貸し出しも実施する。
- |      |                                      |
|------|--------------------------------------|
| 実施期間 | 本公告の日から<br>令和2年1月10日（金）まで<br>休日等を除く。 |
| 実施時間 | 午前9時から午後5時まで<br>正午から午後1時までの時間を除く。    |
| 閲覧場所 | 組合事務局                                |
- (2) 見積仕様書等（入札説明書を含む。）に対する質問がある場合は、「見積仕様書等に関する質問書」（別記様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより行うこと。なお、電話やファックス、口頭によるものは受け付けしない。
- |      |  |
|------|--|
| 受付期間 | 第1回：本公告の日から<br>令和元年1月2月5日（木）午後5時まで<br>第2回：令和2年2月下旬<br>第2回の質問は、参加資格を有すると認められた入札参加者のみ提出可。<br>受付期間等詳細は、見積設計図書審査結果通知に合わせて通知する。 |
| 提出先  | 組合事務局<br>E-mail:kankyou@city.kitaibaraki.lg.jp   |
- (3) (2)に対する質問の回答は、次のとおりとする。
- |     |                                  |
|-----|----------------------------------|
| 第1回 | 令和元年1月2月10日（火）                   |
| 第2回 | 令和2年2月下旬<br>※参加資格を有する入札参加者全員に通知。 |

#### 6 見積設計図書の提出及びヒアリング

- (1) 入札参加者は、入札説明書の「第6 提出書類」に示す書類を各3部持参により提出すること（郵送等は認めない）。
- |      |  |
|------|--|
| 提出期間 | 令和元年1月2月4日（水）から令和2年1月14日（火）<br>休日等を除く。   |
| 場所   | 午前9時から午後5時まで<br>組合事務局<br>(持参のみ受付、事前電話予約) |
- (2) 見積設計図書提出者を対象にヒアリングを実施する。実施方法の詳細は後日通知する。
- |     |          |
|-----|----------|
| 開催日 | 令和2年2月上旬 |
|-----|----------|

## 7 最終発注仕様書に関する事項

提示日 令和2年2月中旬予定  
場所 組合事務局

## 8 競争入札執行の日時及び場所

日時 令和2年3月11日（水）午前 9時00分～（予定）  
場所 北茨城市役所 4階 406号室

入札日程は、見積設計図書の審査状況等により変更が生じる場合がある。  
変更になった場合、入札参加者に対して通知する。

## 9 入札方法等

- (1) 見積設計図書審査結果通知書の写しを提出すること。
- (2) 入札書は、持参すること。なお、入札後、直ちに開札を行うため、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめがあること。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (8) 入札執行回数は、1回とする。
- (9) 落札は、予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札者とする。  
ただし、最低制限価格未満の額で入札を行った者は失格とする。  
なお、入札価格の最も低い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札予定者を選定する。

## 10 入札保証金

免除する。

## 11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は別に定める作成例に準じたものとし、工事区分及び工種ごとに数量及び金額を明らかにすること。また、端数処理の場合を除き、「値引き」若しくは「割引」等の理由のない減額項目を記載してはならない。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

## 12 契約保証金

納付する。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 13 入札の中止

やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止する。

## 14 支払条件

- (1) 前払金 請求できる。 (契約金額の10分の4以内)
- (2) 中間前払金  
中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請求できる。 (契約金額の10分の2以内)
- (3) 部分払 請求できる。 ただし、回数は協議して定める。
- (4) 支払限度額 令和元年度は、契約金額の10分の4を限度額とする。  
なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

## 15 契約の効力

本工事に係る工事請負契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）96条第1項第5号の規定による高萩・北茨城広域事務組合議会の議決を得た日から本契約とする。

## 16 入札の無効

- (1)次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
  - (ア)入札について不正の行為があった場合
  - (イ)入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合
  - (ウ)指定の入札日時までに到達しない場合
  - (エ)入札書を2通以上提出した場合
  - (オ)他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合
  - (カ)工事費内訳書の提出がない場合
  - (キ)誓約書の提出がない場合
  - (ク)見積設計図書審査結果通知書の写しの提出がない場合
- (2)この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3)見積設計図書審査結果通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。
- (4)入札時点において3に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

## 17 その他

- (1)落札者は、落札決定後、C O R I N S等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。  
病休、死亡、退職等極めて特別な場合の外は技術者の交替は認められない。
- (2)提出された資料は、返却しない。なお、事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用することはしない(使用する場合は、事前に各入札参加者に確認する)。
- (3)申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (4)その他、不明の点については次に照会すること。

組合事務局（高萩・北茨城広域事務組合 環境総務課）

〒319-1592

茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地（北茨城市役所生活環境課内）

電話番号 0293-43-1111内線371

E-mail:kankyou@city.kitaibaraki.lg.jp